

大泉町高齢者等デマンド交通乗降所標識有料広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大泉町有料広告掲載要綱（平成22年大泉町告示第67号）の規定に基づき、大泉町高齢者等デマンド交通乗降所標識（以下「標識」という。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(群馬県屋外広告物条例に基づく許可)

第2条 標識に掲載する広告は、群馬県屋外広告物条例（昭和39年群馬県条例第81号）第7条第1項の規定による許可を受けたものでなければならない。

(広告を掲載できる標識)

第3条 広告を掲載できる標識は、次のとおりとする。

乗降所名	住 所
西小泉駅前バスターミナル	大泉町西小泉四丁目31番10号
東和銀行大泉支店北	大泉町西小泉四丁目8番1号
みづほクリニック	大泉町西小泉五丁目9番22号
蜂谷病院	大泉町朝日四丁目11番1号
東小泉駅前安全センター	大泉町東小泉一丁目18番13号

(掲載可能な広告等の範囲)

第4条 標識に広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインの内容の範囲は、大泉町有料広告掲載要綱第3条及び大泉町有料広告掲載基準の規定によるものとする。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告を掲載する位置は、標識下部の空白部分のうち、町長が指定した位置

とする。

2 広告の掲載枠数は、標識 1 本につき 1 枠とする。

(広告の規格)

第 6 条 広告の規格は、標識表示板の一面（31 センチメートル×22 センチメートル）の面積の三分の一以下で、詳細は別紙のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第 7 条 広告の掲載期間は、1 年とする。

(広告の掲載料)

第 8 条 広告の掲載料金は、次のとおりとする。

期間	1 枠当りの広告掲載料金
1 年	10,000 円

(広告物の作成、掲載、保守及び撤去)

第 9 条 広告物の作成、掲載、保守及び撤去は、広告主が自己の費用を負担して、これを行うものとする。この場合において、広告物を撤去するときは、標識のうち、広告を掲載した箇所を現状に回復しなければならない。

2 広告主がやむを得ない事情により、広告の撤去を行うことができないときは、町長は、広告の撤去を行うことができる。

(その他)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、掲載する広告の取扱いに必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

別紙

1 関係法令等

群馬県屋外広告物条例、群馬県屋外広告物条例施行規則、
大泉町有料広告掲載要綱、大泉町有料広告掲載基準

2 標識の規格及び広告物掲載指定位置

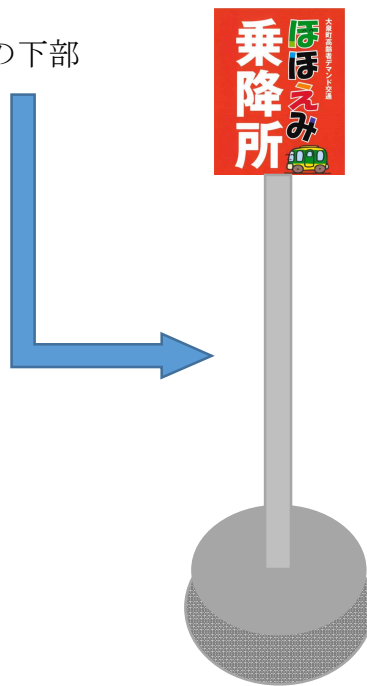
○標識の規格

群馬県屋外広告物条例施行規則「バス停留所標識を利用する広告物」より

- ・個数：一個
- ・表示面積：標識表示板の一面（31センチメートル×22センチメートル）の面積の三分の一以下

○広告物掲載指定位置

- ・バス乗降所標識表示板の下部



3 広告掲載標識の位置図

